

参考

<最終処分量換算>

産業廃棄物の広域移動に関する基本的事項は、以下に示すとおりである。

- 産業廃棄物の広域移動量は、都道府県市内の処分業者（中間処理施設、最終処分場）が調査年度に他都道府県から受けた量を言う。
- 各都道府県市からの報告の内容は、目的別（中間処理、最終処分（埋立処分、海洋投入））種類別、発生地域別の産業廃棄物の量である。
- 中間処理目的の中には、自地域内及び自地域外の排出事業者からのものが含まれている。
- 最終処分目的の中には、自地域内及び自地域外の排出事業者から直接のものと自地域内及び自地域外の中間処理施設からの処理残渣がある。
- 中間処理施設で処理するものについては、自地域内及び自地域外の排出事業者からのものがある。

ここで、最終処分量換算について説明するために、以下のように役割を仮定する。

- A県：産業廃棄物の排出県
- B県：A県の産業廃棄物の中間処理を行なう県
- C県：A県の産業廃棄物の最終処分を行なう県

A県、B県、C県の関係を簡略化して図示すると以下のとおりであり、ルートの説明については以下に示すとおりである。

I. A県からB県への移動

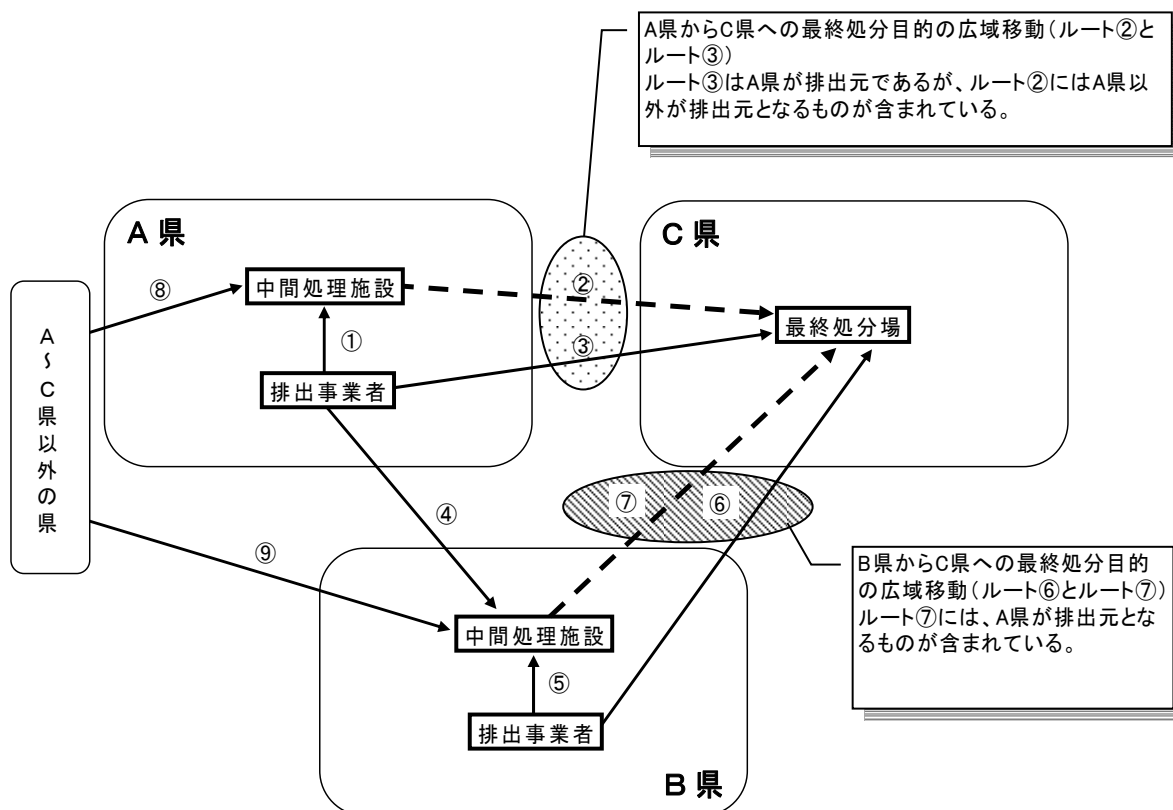
- A県の排出事業者からB県の中間処理業者へ（ルート④）

II. A県からC県への移動

- A県の排出事業者から直接C県の最終処分場へ（ルート③）
- A県の排出事業者からA県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート①→ルート②）
- A県以外の県の排出事業者からA県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑧→ルート②）

III. B県からC県への移動

- A県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート④→ルート⑦）
- B県の排出事業者から直接C県の最終処分場へ（ルート⑥）
- B県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑤→ルート⑦）
- A県及びB県以外県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑨→ルート⑦）



ここで、

- B県からC県へ最終処分目的で移動したものの中には、A県が排出元、B県が排出元、A B県以外が排出元のものがある。
- A県からC県へ最終処分のため移動したものについては、ルート①→ルート②のA県排出事業者由来のもの、ルート③の直接最終処分目的で移動したもの、ルート④→ルート⑦のA県排出事業者由来のものが該当する。
- このうち、ルート②については、A県以外の地域が発生元となっているものがあり、ルート⑦にはA県が発生元であるものが含まれている状況である。

これらの中から、各ルートの移動量を排出元別に分割しA県由来でC県へ最終処分目的で移動したもの（ルート①→ルート②のA県由来及びルート④→ルート⑦のA県由来）を抽出したものがA県→C県への最終処分量換算となる。

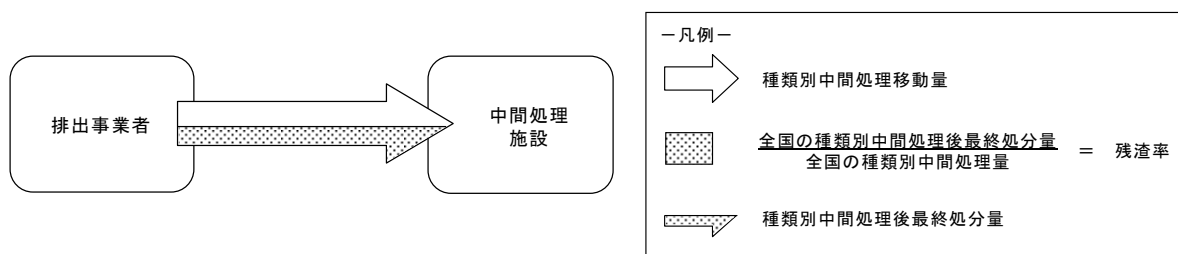
なお、他県についても上記と同様に推計する。

最終処分量換算の計算式については、以下に示すとおりである。

(計算式)

※1：平成 17 年度産業廃棄物排出・処理状況調査（平成 15 年度実績）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）より、中間処理量に対する中間処理後の最終処分量の比率を用いた。

種類別中間処理移動量 × (全国の種類別中間処理後最終処分量 ÷ 全国の種類別中間処理量)



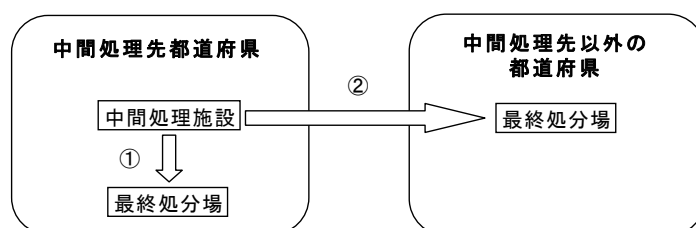
※2：中間処理先都道府県で処分された量

中間処理後最終処分量 × (最終処分目的の排出都道府県内処分量 ÷ 最終処分目的移動量の総量)
① ÷ (① + ②)

中間処理先都道府県から更に他の都道府県で処分された量

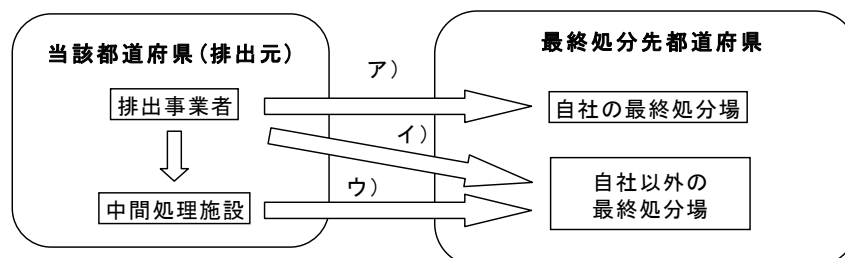
中間処理後最終処分量 × (最終処分目的の排出都道府県外処分量 ÷ 最終処分目的移動量の総量)
② ÷ (① + ②)

排出都道府県外処分量は、移動先の都道府県量の割合で按分した。



※3：各都道府県で公表されている産業廃棄物実態調査報告書等から、当該都道府県内の排出事業者から排出された産業廃棄物のうち、当該都道府県外へ移動した、ア) 自社の最終処分場への最終処分量、イ) 最終処分業者への直接最終処分量、ウ) 委託中間処理後の最終処分量を求めた。

A：当該都道府県から発生した最終処分移動量 = ア) + イ) + ウ)



B：他の都道府県から搬入された中間処理後の最終処分移動量

= 中間処理目的搬入量 × ※2 で求めた減量化率 × 都道府県外処分率

処分目的移動量のうち当該都道府県で発生した最終処分移動量の比率 = A / (A + B)